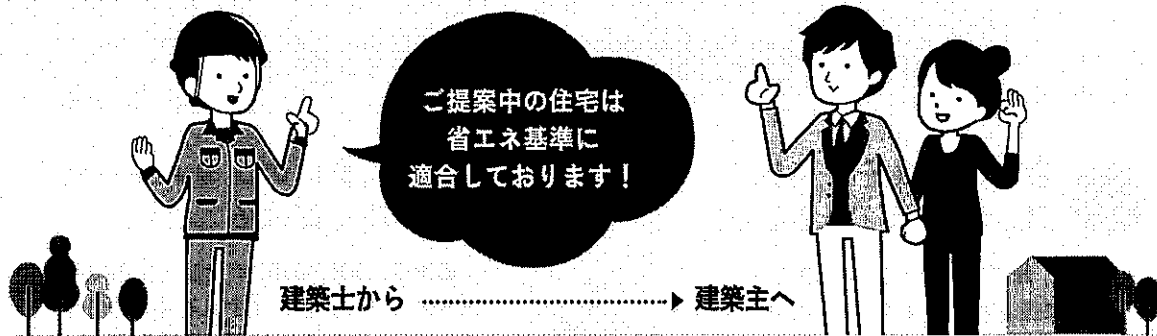


## 説明義務制度とは

建築士は、300㎡未満の住宅を設計する際に、建築主に対して省エネ基準への適合性等について書面を交付して説明することが、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」で義務付けられています。

また、建築主は、建てようとする住宅について、省エネ基準に適合するよう努力義務が同じ法律で課せられています。建築士から積極的に説明を求めて、省エネ基準に適合する住宅を目指しましょう。

※建築主が説明を希望しない旨の意思表示をした場合、建築士から説明は行われません。



### 説明内容

- ① 省エネ基準への適否
- ② (省エネ基準に適合していない場合) 省エネ性能確保のための措置の内容

制度・省エネ基準に関するご質問は  
一般財団法人建築環境・省エネルギー機構

省エネサポートセンター  
☎フリーダイヤル 0120-882-177  
(受付時間: 平日 9:30~12:00 / 13:00~17:30)

設計・工事監理に関するご質問は  
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会

建築物省エネ アシストセンター  
TEL: 03-5276-3535  
(受付時間: 平日 10:00~12:00 / 13:00~16:00)

建築士からの省エネ性能の説明に関するご相談は  
各地域の建築士事務所協会

電話番号は  で   
※不明な場合は、日本建築士事務所協会連合会へ問合せください。  
TEL: 03-3552-1281 URL: <http://www.njr.or.jp/>

その他、住宅に関するトラブルのご相談は  
公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター

☎住まいるダイヤル. 0570-016-100  
※一部のIP電話からは、03-3556-5147  
(受付時間: 平日 10:00~17:00)

省エネ基準への適合を希望します 氏名

建築士からの評価及び説明を希望しない場合には、以下についてご記入下さい。

建築士の氏名  殿  年  月  日

建築士  登録 第  号

建築主の氏名

建築物の所在地

評価及び説明を要しません

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年7月8日号外法律第53号)

最終改正: 令和1年6月14日号外法律第37号

改正内容: 令和1年5月17日号外法律第4号[令和3年4月1日]

#### 第四節 小規模建築物のエネルギー消費性能に係る評価及び説明

第二十七条 建築士は、小規模建築物(特定建築物及び第十九条第一項第一号に規定する建築物以外の建築物(第十八条各号のいずれかに該当するものを除く。))をいう。以下この条において同じ。)の建築(特定建築行為又は第十九条第一項第二号に掲げる行為に該当するもの及びエネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定める規模以下のものを除く。次項において同じ。)に係る設計を行うときは、国土交通省令で定めるところにより当該小規模建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性について評価を行うとともに、当該設計の委託をした建築主に対し、当該評価の結果(当該小規模建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していない場合にあつては、当該小規模建築物のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置を含む。)について、国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

2 前項の規定は、小規模建築物の建築に係る設計の委託をした建築主から同項の規定による評価及び説明を要しない旨の意思の表明があつた場合については、適用しない。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年1月29日号外国土交通省令第5号)

最終改正:令和3年10月22日号外国土交通省令第68号

改正内容:令和3年10月22日号外国土交通省令第68号[令和3年10月22日]

#### 第四節 小規模建築物のエネルギー消費性能に係る評価及び説明

(小規模建築物のエネルギー消費性能に係る評価及び説明)

第二十一条の二 法第二十七条第一項の規定により小規模建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性について評価及び説明を行おうとする建築士は、当該小規模建築物の工事が着手される前に、当該評価及び説明を行わなければならない。

(書面の記載事項)

第二十一条の三 法第二十七条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第二十七条第一項の規定による説明の年月日
- 二 説明の相手方の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 小規模建築物の所在地
- 四 小規模建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合するか否かの別
- 五 小規模建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していない場合にあつては、当該小規模建築物のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置
- 六 小規模建築物の建築に係る設計を行った建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
- 七 建築士の属する建築士事務所の名称及び所在地並びに当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

(評価及び説明を要しない旨の意思の表明)

第二十一条の四 法第二十七条第二項の意思の表明(以下この条において単に「意思の表明」という。)は、小規模建築物の建築に係る設計を行う建築士(第四号において単に「建築士」という。)に次に掲げる事項を記載した書面を提出することによって行うものとする。

- 一 意思の表明の年月日
- 二 意思の表明を行った建築士の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 法第二十七条第一項の規定による評価及び説明を要しない小規模建築物の所在地
- 四 建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年1月15日政令第8号)

最終改正: 令和2年9月4日号外政令第266号

改正内容: 令和2年9月4日号外政令第266号[令和3年4月1日]

(エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ない小規模建築物の建築の規模)

第十条 法第二十七条第一項の政令で定める小規模建築物の建築の規模は、当該建築に係る部分の床面積の合計が十平方メートルであることとする。